

共済組合の年金について

※本項に記載されている手続き内容等については、現行の制度に基づいた内容になっています。

(平成30年1月)

個人情報の利用目的について

提出いただいた書類の記載内容は、厚生年金保険法又は地方公務員等共済組合法等に基づく年金の決定又は改定等の処理を行うために利用します。そのうち住所・氏名等については次の目的で利用することがあります。

- 公立学校共済組合が管理・運営する宿泊施設及び病院その他の福利厚生事業のご案内。
- 年金受給者の親睦団体である「公立学校共済組合友の会」が発行する広報誌等の送付。

※「公立学校共済組合友の会」への個人情報の提供方法について

「公立学校共済組合友の会」が発行する広報誌等の送付に必要な住所・氏名等は、当共済組合から「公立学校共済組合友の会」へ、ペーパー又は磁気テープにより提供されます。

なお、「公立学校共済組合友の会」への情報提供が不要である場合は、当共済組合本部年金部までご連絡ください。

<参考>

退職後、再任用職員等として勤務する場合、勤務時間数により健康保険、年金及び福利厚生等の取扱が異なります。

	フルタイム再任用勤務	30時間以上(※)～	20時間未満/週 (ハーフタイム再任用勤務等)
健康保険	公立学校共済組合加入	協会けんぽ加入	国民健康保険 任意継続組合員 家族の被扶養者 等選択
年金	公立学校共済組合加入 老齢厚生年金等は、再任用期間中は全部又は一部が支給停止になります。 ※障害厚生(共済)年金については、再任用期間中でも一部を除き、支給されます。 再任用期間終了時(再退職時)に、退職改定の手続きを行います。	厚生年金加入 老齢厚生年金等は、給与所得により全部又は一部が支給停止になる場合があります。	被用者年金加入なし 老齢厚生年金等は支給されません。
	65歳未満の方が雇用保険の適用を受けて、失業給付を受給するために求職申込をすると、その翌月から受給終了月まで年金が調整され、職域部分を除いた額が支給停止になります。		
共済掛金(保険料)	引き続き給与から控除されます(短期・介護・厚生年金・退職等年金)	社会保険料が給与から控除されます(健康保険・介護・厚生年金)	加入する制度により異なります(厚生年金の負担はありません)
共済貸付	次の3種類が利用できます ①特別貸付け 臨時に資金を必要とするとき ②高額医療貸付け 高額医療の支給対象となる療養にかかる支払資金が必要なとき ③出産貸付け 出産費又は家族出産費の支給対象となる出産にかかる支払資金が必要なとき	利用できません	任意継続組合員のみ、高額医療貸付け及び出産貸付けを利用できます。
人間ドック	現職と同様に利用できます	協会けんぽで実施している、生活習慣病予防健診(がん検診含む)を利用することができます	利用できません

(※)他の要件：①月額賃金が8.8万円(年収106万円)以上②1年以上の勤務期間が見込まれている③従業員が501人以上の企業
①～③のすべての条件に該当する場合、20時間以上の勤務時間数で加入となりますが、該当するかどうかの判断は、再就職先の担当者へ確認してください。

年金の概要

1. 公的年金制度のしくみ

現在、我が国の公的年金制度は、全国民を共通とした「国民年金」を基礎年金（1階部分）とし、サラリーマンや公務員等が加入する「厚生年金」（2階部分）によって構成されています。

(1) 国民年金と厚生年金

国民年金制度の被保険者（加入者）は職種によって第1号から第3号までに分かれています。

また、厚生年金保険は、被用者（国民年金第2号被保険者）のための制度で、報酬に比例した年金が支給されます。

(2) 厚生年金保険の被保険者と実施機関

厚生年金保険の被保険者（加入者）は、勤務の形態により「一般・国共済・地共済・私学共済」の4種別に分かれ、実施機関も異なっています。実施機関ごとにそれぞれの被保険者期間について厚生年金を決定します。

<国民年金と厚生年金の被保険者>

厚生年金		一般厚生年金被保険者	国共済厚生年金被保険者	地共済厚生年金被保険者	私学共済厚生年金被保険者	
国民年金	第1号被保険者 (自営業)	第2号被保険者 (民間会社員や公務員など)				第3号被保険者 (第2号被保険者の被扶養配偶者)

<厚生年金被保険者の種別と実施機関>

被保険者の種別	対象者	実施機関
一般厚生年金被保険者	民間会社員	日本年金機構
国共済厚生年金被保険者	国家公務員 (国家公務員共済組合の組合員)	国家公務員共済組合連合会
地共済厚生年金被保険者	地方公務員 (地方公務員共済組合の組合員)	地方公務員共済組合 (公立学校共済組合等)
私学共済厚生年金被保険者	私立学校の教職員 (私立学校教職員共済の加入者)	日本私立学校振興・共済事業団

(3) 公立学校共済組合で決定する年金

① 厚生年金

公立学校共済組合の組合員期間（注1）は上の表にあるように、「地共済厚生年金被保険者」であった期間となり、この期間に基づく厚生年金を決定します。

② 共済年金（経過職域加算額）

一元化前の共済年金に「職域年金部分の額（3階部分）」が加算されていたことの経過措置と

して、平成27年9月30日までの組合員期間（注2）に基づく共済年金（経過職域加算額）を決定します。

（注1）平成27年10月1日の被用者年金制度の一元化前の組合員期間ならびに過去に加入した他の地方公務員及び国家公務員共済組合の期間を含みます。

（注2）過去に加入した他の地方公務員及び国家公務員共済組合の期間を含みます。

2. 65歳までの年金のしくみ

(1) 特別支給の老齢厚生年金

次の全ての要件を満たしている場合に支給されます。

- ① 支給開始年齢以上であること。
- ② 厚生年金被保険者期間が1年以上であること。
- ③ 受給資格期間（※）が10年以上であること。

（※）共済組合員期間、厚生年金・国民年金の保険料納付済及び免除期間、合算対象期間を言います。

(2) 支給される期間

「特別支給の老齢厚生年金」は、支給開始年齢から65歳に到達するまでの間、支給されます。

生年月日	支給開始年齢
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日まで	62歳
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日まで	63歳
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日まで	64歳

・昭和36年4月2日以後に生まれた方は、「特別支給の老齢厚生年金」の支給はありません。

(3) 障害者、長期加入者の特例

退職している方が次のいずれかに該当した場合は、年金額の特例が適用され、いわゆる満額の年金（※）を受給することができます。

- ① 障害等級1級から3級までの障害状態にあり、「障害者特例請求」を行った方。
- ② 組合員期間が44年以上である方。

（※）「定額部分」と「加給年金額」が加算された特別支給の老齢厚生年金を言います。

（ア）定額部分とは、本来65歳から支給が始まる老齢基礎年金の部分を、共済組合が65歳前に定額部分として支給するものです。

「生年月日による単価×加入月数×物価スライド率」で計算されます。

（イ）加給年金額とは、厚生年金被保険者期間を原則20年以上有している方が、その方と生計を共にし、かつ、収入が850万円未満又は所得が655.5万円未満の次のいずれかに該当する方を有するときに加算されるものです。

【対象者】

- ① 65歳未満の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む。）
- ② 18歳に達する日の属する年度末までの間にある子
- ③ 20歳未満で障害等級の1級又は2級に該当する子

なお、65歳未満の配偶者の現在収入が年額850万円以上又は所得が655.5万円以上であっても、定年退職等の事情により近い将来（満額支給開始年齢到達日から5年以内）収入が年額850万円未満又は所得が655.5万円未満になると認められた場合には、加給年金額の加算対象となります。

ただし、その加算対象となっている配偶者が、退職若しくは老齢を給付事由とする年金（その年金の算定基礎となる期間が20年以上である者に限る。）又は障害を給付事由とする年金を受けることができるときは、加給年金額は支給が停止されます。

【加算額】

- ① 配偶者の加給年金額は、389,800円です。
- ② 子の加給年金額は、次表のとおりです。

2人目まで1人につき	224,300円
3人目から1人につき	74,800円

(4) 支給の繰上げ

60歳から支給開始年齢に到達するまでの間に繰上げ請求を行うと、繰上げ請求を行った翌月分から老齢厚生年金を受給することができます。要件は次のとおりです。

- ① 厚生年金被保険者期間が1年以上で、受給資格期間が10年以上であること。
- ② 60歳以上で、特別支給の老齢厚生年金支給開始年齢未満であること。
- ③ 国民年金の任意被保険者でないこと。
- ④ 昭和28年4月2日～昭和36年4月1日生まれであること。

☆繰上げ請求をすると、主に以下の制約事項があります。

- (ア) 繰上げを行うと年金額は1ヶ月あたり0.5%減額になり、それは生涯にわたって続く。
- (イ) 老齢基礎年金も同時に繰上げ請求する必要がある。他の実施機関の老齢厚生年金も同様に、全て同時に繰上げ請求することになる。
- (ウ) 繰上げ請求を行っても、在職中は原則として支給停止になる。
- (エ) この制度を利用すると、事後重症による障害厚生年金の請求はできなくなる。
- (オ) 繰上げ請求を行った後に取り消すことはできない。

(5) 支給の繰下げ

平成19年4月1日以降に本来支給の老齢厚生（退職共済）年金の受給権を取得（65歳到達）した方であって、その受給権を取得した日から起算して1年を経過した日（66歳）より前に当該老齢厚生（退職共済）年金を請求していなかったものは、支給の繰下げを申し出ることができます。

この場合の増額率は、 $7/1000$ に受給権取得月から申出日の属する月の前月までの月数（当該月数が60月を超えるときは、60月）を乗じて得た率になります。

$$\text{増額率} = 0.7\% \times \text{繰り下げる月数（上限 60月）}$$

なお、老齢厚生年金の支給繰下げの申し出は、老齢基礎年金の支給繰下げの申し出と同時にを行う必要はありません。

☆繰下げ請求をすると、主に以下の制約事項があります。

- (ア) 繰下げの申出は、66歳の誕生日以降、70歳に到達するまで、1カ月単位で行うことができる。
- (イ) 他の実施期間の老齢厚生年金を受給できる場合は、すべて同時に繰下げなければいけない。
- (ウ) 老齢基礎年金については、同時に繰下げする必要はない。
- (エ) 障害を事由とする年金（障害基礎年金は除く）や、遺族を事由とする年金を受けている場合、又は65歳以降の退職（老齢）を事由とする年金を受けている場合は繰下げの申出はできない。

3. 65歳からの年金のしくみ

(1) 本来支給の老齢厚生年金

次の全ての要件を満たしている場合に支給されます。

- ① 65歳以上であること
- ② 厚生年金被保険者期間があること。
- ③ 受給資格期間（※）が10年以上であること。

（※）共済組合員期間、厚生年金・国民年金の保険料納付済及び免除期間、合算対象期間を言います。

(2) 老齢基礎年金

65歳からは、老齢厚生年金に加えて、日本年金機構から老齢基礎年金が支給されます。年金額は、20歳から60歳までの40年間保険料を納付した場合、779,300円（平成29年度）です。

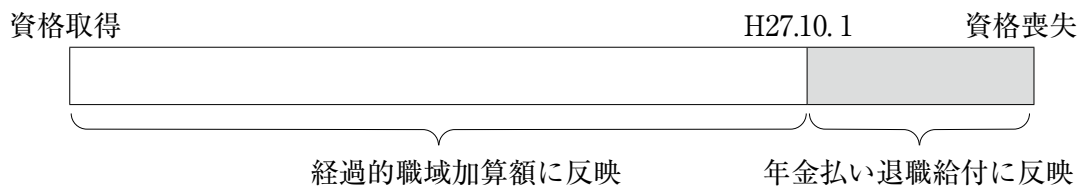
なお、保険料の未納期間がある場合、その期間に応じ減額されます。

(3) 経過的職域加算額（旧3階部分）と年金払い退職給付（新3階部分）

一元化前までの共済年金には、公務員制度の一環として「職域年金部分の額」が加算されていましたが、厚生年金制度には同様の加算がないため、経過的職域加算額と年金払い退職給付が共済組合から支給されます。

【組合員期間との関係】

一元化前までの組合員期間は「経過的職域加算額」に、一元化後の組合員期間は「年金払い退職給付」に反映されます。



① 経過的職域加算額

経過的職域加算額は、一元化前の組合員期間（過去に加入した他の地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の期間を含む。）を有する方に、経過措置として共済年金の職域年金部分の額に相当する額（経過的職域加算額）を支給するものです。

【年金種別ごとの経過的職域加算額の要件】

・退職共済年金

1年以上の引き続き組合員期間があり、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢（または65歳）に到達したときに受給できます。受給資格期間が10年以上あることが必要です。

・障害共済年金

一元化前に初診日があるときに受給できます。原則として障害厚生年金の受給要件を満たしていることが必要です。

・遺族共済年金

一元化前の組合員期間を有する方が亡くなったときに、遺族（遺族厚生年金の項参照）が受給できます。原則として、遺族厚生年金の受給要件を満たしていることが必要です。

② 年金払い退職給付（退職等年金給付）

年金払い退職給付は、一元化で廃止となったいわゆる3階部分の職域年金部分の額に代わる年金として、地方公務員の退職給付の一部として新たに設けられた制度で、一元化以後の組合員期

間を有する方で、要件を満たした方が支給対象となります。

「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類があります。

【年金払い退職給付の概要】

- ・退職年金は、半分は有期年金、半分は終身年金として、65歳から支給されます。
- ・退職年金の有期年金は、10年支給または20年支給を選択できます。
- ・有期年金は一時金として一括受給することも可能です。なお、一時金の請求の際には、退職手当等の源泉徴収票が必要となる場合がありますので、保管しておいてください。
- ・本人が亡くなった場合は、終身年金部分は終了となり、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給されます。
- ・公務に基づく病気やけがにより障害の状態になったり、亡くなった場合には、公務障害年金、公務遺族年金が支給されます。

4. 障害年金のしくみ

(1) 障害厚生年金

厚生年金被保険者期間中に初診日（※1）のある傷病について、その初診日から1年6ヶ月を経過した日又はその間にその傷病が治った日など（障害認定日）において、その傷病により障害等級の1級、2級又は3級に該当する程度の障害の状態にある場合に、その「障害の程度」に応じて支給されます。

これらには、保険料の納付要件（※2）を満たしている必要があります。

※1 病気にかかり、又は負傷した方が、その傷病について初めて医師の診療を受けた日。

※2 初診日の前日に次のいずれかを満たしていることが必要です。

- ・20歳に到達した月から初診日の属する月の前々月までの期間のうち、受給資格期間から合算対象期間を除いた期間が3分の2以上あること。
- ・初診日の属する月の前々月までの直近1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと。

なお、共済組合の組合員期間や、厚生年金の被保険者期間は、国民年金の保険料納付済期間になります。

【障害の程度】

「障害の程度」の認定は、共済組合本部で行います。また、身体障害者手帳の1級、2級又は3級ではありません。

【事後重症制度】

障害認定日に障害等級の1級から3級に該当する傷病でなくとも、傷病によっては、徐々に病状が進行していくものがあることから、65歳に達する日の前日までの間に障害等級の1級から3級に該当すると認定されれば、障害厚生年金の請求ができる「事後重症制度」があります。

【併給調整】

特別支給の老齢厚生年金と障害厚生年金の両方ともに受給権がある場合、両方とも請求手続きが必要ですが、どちらか有利な方を選択して受給することになります。

(2) 障害手当金

次のすべての要件を満たしているとき支給されます。

- ① 厚生年金被保険者期間に初診日があること
- ② 障害の原因となった病気やけがが初診日から5年以内に治り（症状が固定し）、その治った日に障害厚生年金を受けることができない程度の障害の状態であること。
- ③ 治った日において、公的年金各法に基づく年金給付の受給権を有していないこと。

- ④ 障害の原因となった病気やけがについて、地方公務員災害補償法等の規定による障害補償の受給権を有していないこと。
 - ⑤ 保険料の納付要件を満たしていること。
- (3) 障害基礎年金

「障害の状態」が障害等級の1級又は2級に該当すると認定された場合、原則として障害厚生年金と併せて、日本年金機構から障害基礎年金が支給されます。

○障害の程度表

障害の程度	障 害 の 状 態	
3 級	1	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの
	2	両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3	そしやく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	6	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8	一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの
	9	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
	10	一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11	両下肢の十趾の用を廃したもの
	12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

※ 1級及び2級の表は省略

5. 遺族年金のしくみ

(1) 遺族厚生年金

遺族厚生年金は、組合員、また障害等級が1級若しくは2級の障害厚生（共済）年金の受給者又は退職共済年金等の受給権者が死亡したときに、その「遺族」に支給されます。

「遺族」とは、死亡当時、その者によって生計を維持していた次の方になります。

- ① 配偶者（注）
- ② 子（18歳になった年度末まで、又は20歳未満で障害等級1級又は2級の障害をもった婚姻し

ていない方)

③ 父母 (注)

④ 孫 (18歳になった年度末まで、又は20歳未満で障害等級1級又は2級の障害をもった婚姻していない方)

⑤ 祖父母 (注)

また、生計を維持していた方とは、死亡当時、その方と生計を共にしていた方のうち、恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円以上にならないと認められる方になります。

なお、遺族の方は、老齢厚生年金等の受給権者が死亡した旨を、共済組合本部へ連絡してください。

(注) 夫・父母・祖父母は、被保険者であった方の死亡当時に55歳以上であることが必要です。

また、それらの方の年金の受給開始は60歳からになります。

なお、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金を併せて受給できます。

(2) 遺族基礎年金

遺族に該当する方が、「配偶者と子」である場合または「子」のみの場合は、遺族基礎年金が併せて受給できる場合があります。

なお、遺族基礎年金は、日本年金機構からその遺族に支給されます。

6. その他

(1) 年金の併給調整

公的年金制度は、一人一年金が原則です。老齢や障害・遺族などの給付事由の違う年金の受給権がある場合、原則として、いずれか1つの年金の受給を選択し、他の年金は支給が停止されます。

この年金の選択については、いつでも将来に向かって選択の変更を行うことができます。(過去に遡っての選択替えはできません。)

(2) 雇用保険法による給付との併給調整

65歳未満の方が、公共職業安定所(ハローワーク)に休職の申込みを行うと、雇用保険法による失業給付(基本手当)の額に関わらず老齢厚生年金の支給が停止されることとなっています。雇用保険の失業給付等を受給することとなったときは、次のことに留意して、年金の支給を停止するための手続きをしてください。

なお、年金の支給停止の手続きは、「老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届」を提出することにより行うこととなっています。

また、雇用保険法の高年齢雇用継続給付を受給した場合も、年金の一部が支給停止になります。

《公共職業安定所(ハローワーク)へ求職の申し込みをする場合の留意点》

失業給付(基本手当)については、失業の認定を受けるために公共職業安定所に求職の申し込みをした日の属する月の翌月から特別支給の老齢厚生年金が支給停止されます。ただし、求職の申し込みを行わなければ、年金の支給停止はありません。

したがって、求職の申し込みは、ご自身の就職の意志並びに失業給付(基本手当)の受給額と年金額とを比較し、十分検討のうえ行ってください。

※公務員は雇用保険の被保険者ではありませんが、退職後に再任用職員として勤務したり、民

間会社等の雇用保険の適用事業所に再就職し、失業給付の受給資格を満たして再退職した場合は、雇用保険の給付対象となります。

(3) 在職中の者に対する年金（在職老齢年金）一部支給停止

老齢厚生年金の受給権者が、再就職し、厚生年金保険の被保険者となった場合、又は議員となった場合で次に該当するときは、年金額の一部又は全部が支給停止されます。

① 対象者

- (ア) 厚生年金保険の被保険者となった方（常勤の公務員、公立学校等の嘱託職員、私立学校の教職員、民間会社等への勤務）
- (イ) 国会議員、地方議会議員となった方
- (ウ) 厚生年金保険の適用事業所に勤務する70歳以上の方

② 届出方法

届出は原則不要です。

ただし、議員になった場合は「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止届」を提出する必要があります。

③ 在職中の年金支給額

基本月額（注1）と**総報酬月額相当額**（注2）に応じて、下図のとおり算定されます。

支給額が0円となる場合、年金は加給年金額も含めて全額停止となります。

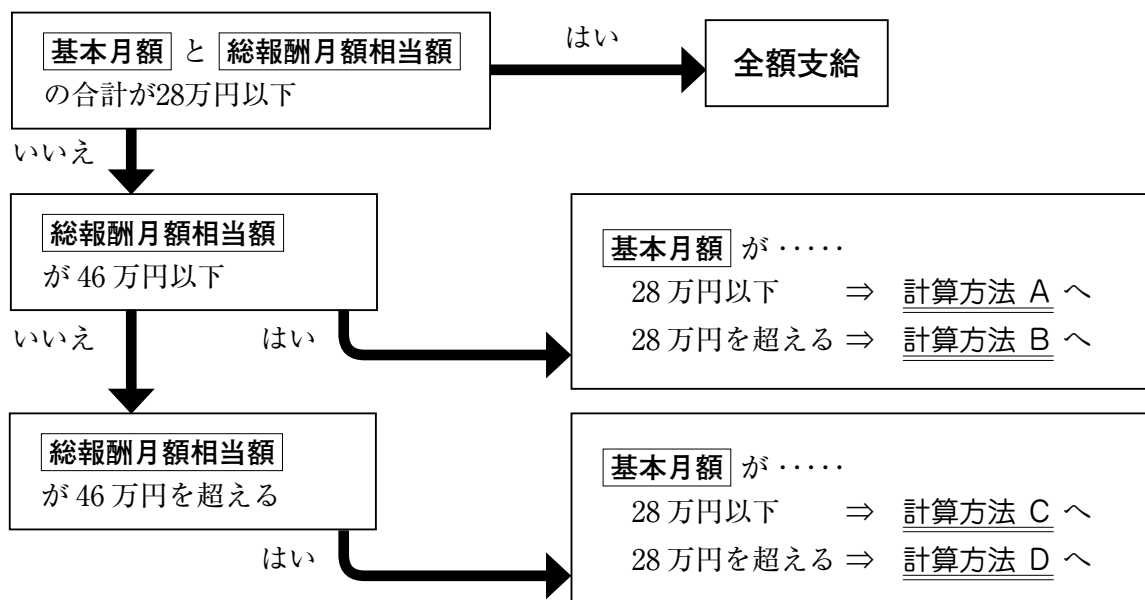
（注1）基本月額

老齢厚生年金の月額（加給年金額を除く）

（注2）総報酬月額相当額

（その月の標準報酬月額） + （直近1年間の標準賞与の合計 ÷ 12）

(ア) 64歳までの支給額（月額）



●計算方法

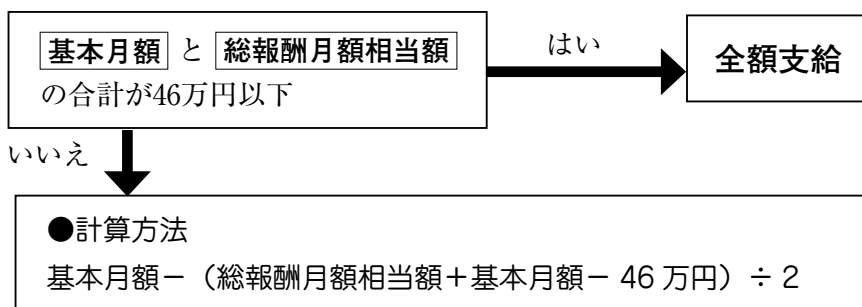
A = 基本月額 - (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) ÷ 2

B = 基本月額 - 総報酬月額相当額 ÷ 2

C = 基本月額 - {(46万円 + 基本月額 - 28万円) ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 46万円)}

D = 基本月額 - {(46万円 ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 46万円)}

(イ) 65歳以上での支給額（月額）



※上記の「28万円」及び「46万円」は、平成29年度の額ですので、今後変更する場合があります。

在職中の者に対する年金（在職老齢年金）の一部支給停止（月額）

簡易早見表（平成27年10月から）

※60歳から64歳までの場合

【支給停止調整額は28万円】

		老齢厚生年金（経過的加算・加給年金額除く）の年額 ÷ 12						
		10万円	12万円	14万円	16万円	18万円	20万円	22万円
過去一年間に受けた賞与 ÷ 12	10万円	支給停止なし					1.0万円	2.0万円
	15万円						0.5万円	1.5万円
	20万円	1.0万円	2.0万円	3.0万円	4.0万円	5.0万円	6.0万円	7.0万円
	25万円	3.5万円	4.5万円	5.5万円	6.5万円	7.5万円	8.5万円	9.5万円
	30万円	6.0万円	7.0万円	8.0万円	9.0万円	10.0万円	11.0万円	12.0万円
	35万円	8.5万円	9.5万円	10.5万円	11.5万円	12.5万円	13.5万円	14.5万円
	40万円	全額支給停止		13.0万円	14.0万円	15.0万円	16.0万円	17.0万円
	45万円			17.5万円	18.5万円	19.5万円		
	50万円							
	55万円	全額支給停止						
60万円								

年金関係の諸手続きについて

平成29年度末に60歳定年退職となる組合員は、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が63歳からとなります。なお、在職中に受給開始年齢に達したことにより年金請求を行い、年金決定者となっている組合員、まだ年金決定者でない退職予定者の組合員と、提出書類や手続き方法が異なりますので、注意してください。

1. 生年月日が昭和29年10月1日以前の方の場合

(提出書類についてはP32)

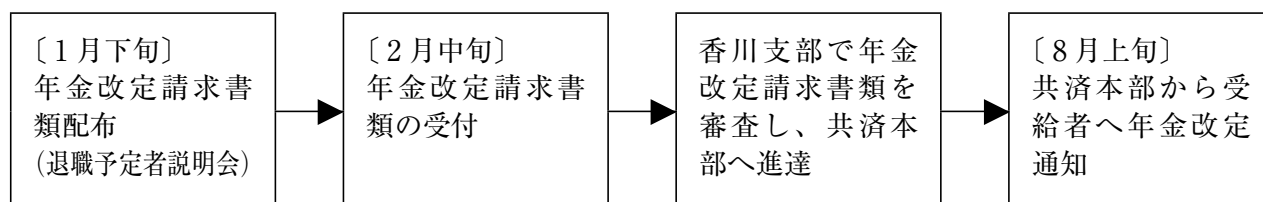
(1) 概要

在職中に退職共済年金の受給開始年齢に到達（年金一元化より前）したことにより、退職共済年金の決定請求を行うことで年金額も決定し、共済組合から年金証書が送られている方ですが、在職中であったため、共済年金の支給は停止されている方になります。

今年度末退職することにより、年金決定時点から退職までの組合員期間を加算し、年金額を改定する必要があります。

(2) 手続きフロー

在職中による支給停止の解除と年金額を改定する手続きとして、『老齢厚生年金（退職共済年金・経過的職域加算）「改定」請求書』等の提出が必要です。



(3) 年金の初回支給時期

4月・5月分の年金につきましては、8月上旬までにお支払できる予定です。

(別紙リーフレットをご覧ください。)

2. 生年月日が昭和29年10月2日から昭和31年4月1日までの方で、特別支給の老齢厚生年金の請求を終えている方の場合

(提出書類についてはP33)

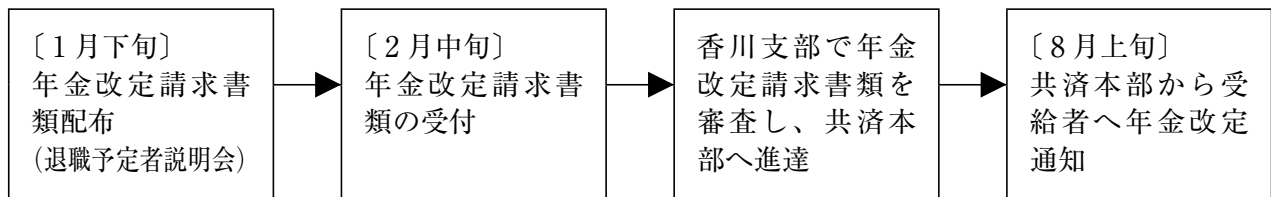
(1) 概要

在職中に特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢に到達（年金一元化より後）したことにより、年金の決定請求を行うことで年金額も決定し、共済組合から年金証書が送られている方ですが、在職中であったため、年金の支給は停止されている方になります。

今年度末退職することにより、年金決定時点から退職までの組合員期間を加算し、年金額を改定する必要があります。

(2) 手続きフロー

在職中による支給停止の解除と年金額を改定する手続きとして、『老齢厚生年金（退職共済年金・経過職域加算）「改定」請求書』等の提出が必要です。



(3) 年金の初回支給時期

4月・5月分の年金につきましては、8月上旬までにお支払できる予定です。
(別紙リーフレットをご覧ください。)

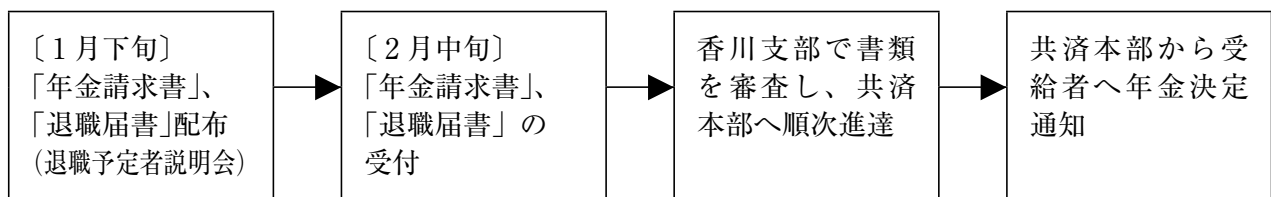
3. 生年月日が昭和31年4月2日から昭和31年10月1日までの方の場合

(提出書類についてはP34)

(1) 概要

退職後半年以内に年金受給権が発生する方です。『年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）』及び『退職届（前半用様式）』を提出し、年金の決定請求手続きを行います。

(2) 手続きフロー



(3) 年金の初回支給時期

誕生月の翌月から4か月後に、初回の支給が行われる見込みです。

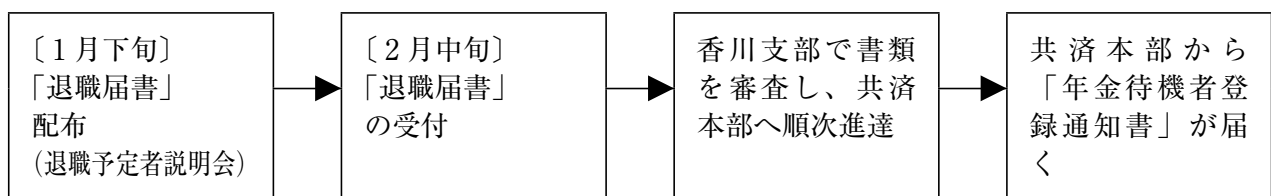
4. 生年月日が昭和31年10月2日以降の方の場合

(提出書類についてはP35)

(1) 概要

退職後に年金受給権が発生する方です。年金の受給権発生前に退職する方は、共済組合へ「退職届書」を提出し、年金待機者として共済本部に電算登録することになります。老齢厚生年金の請求については、受給開始年齢に到達する日（受給権発生日）の属する月の3ヶ月前に、請求関係書類が送られてきます。

(2) 手続きフロー



(3) 年金の請求手続き

① 請求関係書類の受取方法

年金の請求を行うために、次表のとおり、請求手続き開始時期に、請求関係書類を受け取ってください。

	年金の種類	請求手続き開始時期	請求関係書類の受取方法
老 齢	特別支給の老齢厚生年金	生年月日に応じた支給開始年齢に達したとき	受給開始年齢に到達する直前に必要な書類が送られてきます。(※1, 2)
	老齢厚生年金 退職年金(年金払い退職給付)	65歳の誕生日	
	繰上げ支給の老齢厚生年金	繰上げ支給を希望するとき	公立学校共済組合本部に請求してください。
	繰下げ支給の老齢厚生年金	繰下げ支給を希望するとき	
障 害	障害厚生年金(※3)	障害認定日または障害認定日後65歳に達する日の前日までの間	公立学校共済組合香川支部に請求してください。
	公務障害年金(年金払い退職給付)		
	障害手当金(※3)	症状が固定した日	
遺 族	遺族厚生年金(※2)	年金待機者の方が亡くなったとき	公立学校共済組合本部に請求してください。
	公務遺族年金(年金払い退職給付)		

- ※1 退職後に再就職し、厚生年金被保険者となった場合、最後に加入した実施機関から請求に必要な書類が送られてきます。
- ※2 二以上の種別の被保険者期間を有する方が請求する場合は、原則として一つの実施機関に年金請求書を提出することによって、他実施機関に係る老齢厚生年金・遺族厚生年金も請求することができます。
- ※3 公立学校共済組合の組合員であった期間に、初診日がある場合に限り、初診日において他の実施機関の被保険者であったときは、その実施機関に請求してください。

【老齢厚生年金の請求書類が送られて来ない場合】

老齢厚生年金(繰上げ・繰下げを除く)の請求関係書類については、受給開始年齢に達する約2カ月前に、原則として、住民票上の住所宛に送られてきます。受給開始年齢が来ても書類が送られて来ない場合は、公立学校共済組合本部(03-5259-1122)までご連絡ください。

(4) 年金決定までの流れ

送付等により受け取った請求書に必要事項を記入し、添付書類とともに公立学校共済組合(又は他の実施機関)に提出してください。

公立学校共済組合において審査・決定し、請求者へ年金証書等を送付します。(※)

(※) 他の実施機関の厚生年金を同時に請求できる場合は、他の実施機関においても審査・決定し、請求者の方に年金証書等が送付されます。

そ の 他

1. 共通事項

(1) 年金の支給について

年金の支給は、給付事由の発生した月の翌月分から開始され、偶数月の15日に、その支給期月の前月までの2カ月分が支給されます。(年金新規決定時の初回支給を除く。)

定期 支給日	2月15日	4月15日	6月15日	8月15日	10月15日	12月15日
支給対象 となる月	12月分 1月分	2月分 3月分	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分
備 考	支給日の15日が金融機関の休業日の場合、14日以前の最初の営業日に支給される。					

(2) 書類の提出方法

各自該当する「年金関係の提出書類一覧表」を参照し、書類を番号順に並べ書類受付日に提出してください。

(3) 履歴書の作成方法

① 県費職員

ア 所属所で保管する履歴書を1部複写(A4版)する。

イ 複写した履歴書に最終事項(※)を必ず記入する。

※記入例

○ 勸奨又は自己都合退職の場合

→「辞職を承認する」「願いにより本職を免ずる」

○ 定年退職の場合

→「地方公務員法第28条の2第1項の規定により定年退職」

ウ 任命権者の証明印は必要ありません。

エ 退職手当の提出用とは別に1部ご用意ください。

② 市町費職員

ア 市町で保管する履歴書を1部複写(A4版)する。

イ 複写した履歴書の最終事項(※)を必ず記入する。

※記入例

○ 勸奨又は自己都合退職の場合

→「辞職を承認する」「願いにより本職を免ずる」

○ 定年退職の場合

→「地方公務員法第28条の2第1項の規定により定年退職」

ウ 任命権者の証明印

市町長又は市町教育委員会の証明を必ず受けてください。

エ その他

- ・ 年月日、発令事項、発令庁欄は、任命、転任、昇格、給与改定、期末・勤勉手当、休職、復職、停職、退職等を、順をおって明瞭に、もれなく記入されているか確認してください。

- ・ 期末・勤勉手当は、平成15年4月以降の額を全て記入してください。
- ・ 講師の発令がある場合は、常勤、非常勤が確認できるよう記載されているか確認してください。

2. 老齢厚生（退職共済）年金請求関連事項

- (1) 老齢厚生年金（退職共済年金・経過的職域加算）「改定」請求書
請求印のものが無いか確認してください。
※所属機関の長の証明は原則不要です。
- (2) 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（様式第101号）
自署名の場合、押印不要です。（一部押印要）
- (3) 退職年金（年金払い退職給付）決定請求書
原則65歳以上の方が対象となる書類です。
- (4) 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
年金から所得税を源泉徴収する際に必要な控除を受けるために必要な書類です。
※様式第101号は、この申告書が綴じ込み式となっています。
- (5) 一時金額の受給申立書
昭和54年12月31日以前に、組合員期間が1年以上20年未満で退職した場合に、退職一時金を支給する制度がありました。
この制度により、過去に退職一時金を受けた期間が、年金額を計算する際の組合員期間に含まれる場合には、同一の組合員期間について年金と退職一時金の二重の給付が行われるのを防ぐため、過去に退職一時金等を受給した方が年金の受給権を有することになった場合、原則としてその一時金の額に利子を付して、共済年金へ返還することになります。
この申立書は、そのために必要な書類です。氏名、生年月日を記入、押印のうえ提出してください。
- (6) 年金裁定・改定通知書等
複数の年金受給権を有する者で、併給調整の対象となる年金の受給権者は、今回請求する公立学校共済組合の年金額と比較し、受給選択の判断材料とするために、それらの最新の年金額の確認が必要になります。
提出いただくのは、最新の年金裁定・改定通知書、年金決定通知書、年金証書などです。
- (7) 年金受給選択申出書
併給調整の対象となる年金の受給権者は、原則としていずれかの年金受給の選択を申し出なければならないことになっています。記入例を参考に記入・押印してください。
- (8) 年金の確定申告
昭和63年1月から、公的年金は「雑所得」（従前は「給与所得」）に変更され、一定の控除をした後の金額に応じた税率で、所得税が源泉徴収されます。
「雑所得」は「給与所得」のように年末調整が行われませんので、毎年居住地の税務署で確定申告をする必要があります。

☆他の所得（再就職による給料・家賃収入等）に係る所得税は、確定申告で精算しますが、収入が公的年金だけの場合であっても、確定申告で所得税の精算を行うようになります。

なお、障害及び遺族を事由とする年金は非課税扱いとなっています。

3. 退職届書関連事項

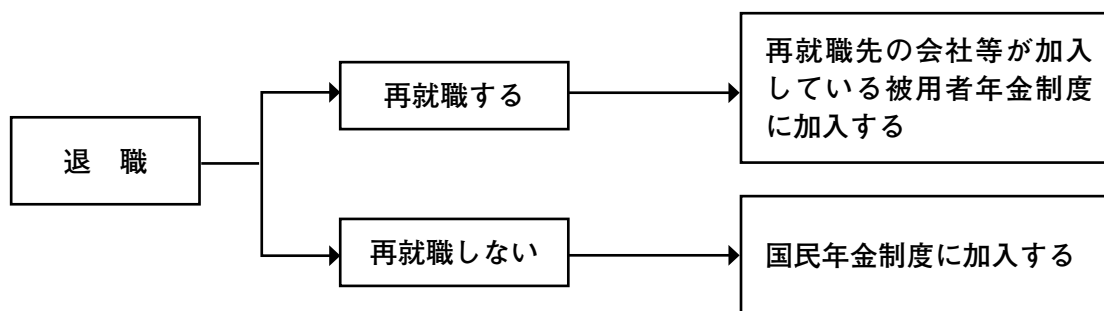
(1) 退職届書

年金受給開始年齢に達する前に退職した方の、将来の年金の支給を円滑に行うために、その方の組合員期間と給料記録を年金待機者として登録します。必要事項を記入・押印の上、所属所長の証明を受けてから香川支部へ提出してください。

※証明印はなくても差し支えありませんが、所属機関の職・氏名は記載してください。

(2) 退職後の他の公的年金制度への加入

日本では自営業者や無業者も含め、原則として20歳以上60歳未満のすべての国民は公的年金に加入することとされています（国民皆年金制度）。早期に退職した方は、加入手続きが必要です。



※国民年金法の改正により、昭和61年4月1日から、国民年金に任意加入だったサラリーマンや公務員等の被扶養配偶者は強制加入になりました。

この場合、被扶養配偶者は「国民年金第3号被保険者」に該当となりますので、国民年金保険料の納付は必要ありません。

4. その他

(1) 他の実施機関連絡先

【日本年金機構】

○高松東年金事務所 〒760-8543 高松市塩上町3-11-1 TEL 087-861-3866

○高松西年金事務所 〒760-8553 高松市錦町2-3-3 TEL 087-822-2840

○善通寺年金事務所 〒765-8601 善通寺市文京町2-9-1 TEL 0877-62-1662

【日本私立学校振興・共済事業団】

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 TEL 03-3813-5291

(2) 公立学校共済組合連絡先

【本部】

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 TEL 03-5259-1122（年金相談専用）

【香川支部】

〒760-8582 高松市天神前6-1 TEL 087-832-3795（担当直通）

1. 生年月日が昭和29年10月1日以前の方
 (在職中に退職共済年金が決定されている方)

年金関係の提出書類一覧表

番号	提出該当者	提出書類名	部数	
1	全 員	老齢厚生年金 (退職共済年金・経過的職域加算) 「改定」請求書	原本 1	
2	全 員	履 歴 書	県費負担職員	コピー 1
			市町費職員	原本 1
3	全 員	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	原本 1	
4	全 員 (S25.10.2生～S28.4.1生の者を除く)	年金請求書 (国民年金・厚生年金保険老齢給付) (様式第101号) ※1枚もの	原本 1	
5	退職(平成30年3月末)時点で 65歳以上の者	退職年金(年金払い退職給付) 決定請求書	原本 1	
6	障害年金の受給権がある者	老齢厚生年金 障害者特例・繰上げ調整額 請求書(繰上げ調整額停止事由消滅届)	原本 1	
7	他に年金 を受給し ている方	その年金が併給調整の 対象となる年金である 場合 (遺族年金・障害年金)	年金裁定・改定通知書等 (最新の年金額が確認できるもの)	コピー 1
8		年金受給選択申出書	原本 1	
9		その年金が併給調整の 対象とならない年金で ある場合 (老齢厚生年金等)	年 金 証 書	コピー 1

- (注) 1. コピーは、全てA4版でお願いします。
 2. 4、5、6、8番の書類は、該当する方にのみ同封しています。該当すると思われるが、同封されていない場合、共済組合までご連絡ください。

2. 生年月日が昭和29年10月2日～昭和31年4月1日の方
 (在職中に老齢厚生年金が決定されている方)

年金関係の提出書類一覧表

番号	提出該当者		提出書類名	部数	
1	全 員		老齢厚生年金 (退職共済年金・経過的職域加算) 「改定」請求書	原本 1	
2	全 員		履 歴 書	県費負担職員	コピー 1
				市町費職員	原本 1
3	全 員		公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	原本 1	
4	障害年金の受給権がある者		老齢厚生年金 障害者特例・繰上げ調整額 請求書 (繰上げ調整額停止事由消滅届)	原本 1	
5	他に年金 を受給し ている方	その年金が併給調整の 対象となる年金である 場合 (遺族年金・障害年金)	年金裁定・改定通知書等 (最新の年金額が確認できるもの)	コピー 1	
6			年金受給選択申出書	原本 1	
7		その年金が併給調整の 対象とならない年金で ある場合 (老齢厚生年金等)	年 金 証 書	コピー 1	

- (注) 1. コピーは、全てA4版でお願いします。
 2. 4、6番の書類は、該当する方にのみ同封しています。該当すると思われるが、同封されて
 いない場合、共済組合までご連絡ください。

3. 生年月日が昭和31年4月2日～昭和31年10月1日の方
(退職後半年以内に年金支給開始年齢になる方)

年金関係の提出書類一覧表

番号	提出該当者		提出書類名	部数	
1	全 員		年金請求書 (国民年金・厚生年金保険老齢給付)	原本 1	
2	全 員		退職届書 (前半用様式)	原本 1	
3	全 員		履 歴 書	県費負担職員	コピー 1
				市町費職員	原本 1
4	障害年金の受給権がある者		老齢厚生年金 障害者特例・繰上げ調整額 請求書 (繰上げ調整額停止事由消滅届)	原本 1	
5	他に年金 を受給し ている方	その年金が併給調整の 対象となる年金である 場合 (遺族年金・障害年金)	年金裁定・改定通知書等 (最新の年金額が確認できるもの)	コピー 1	
6			年金受給選択申出書	原本 1	
7		その年金が併給調整の 対象とならない年金で ある場合 (老齢厚生年金等)	年 金 証 書	コピー 1	

- (注) 1. コピーは、全てA4版でお願いします。
2. 4、6番の書類は、該当する方にのみ同封しています。該当すると思われるが、同封されていない場合、共済組合までご連絡ください。

年金関係の提出書類一覧表

番号	提出該当者	提出書類名		部数
1	全 員	退 職 届 書		原本 1
2	全 員	履 歴 書	県費職員	コピー 1
			市町費職員	原本 1

(注) 1. コピーは、全てA4版でお願いします。

決裁	事務長	事務次長	出納主任	副主幹	主任	係

決裁	平成 年 月 日
伺	平成 年 月 日

年金額試算依頼書

所属所名	所属コード	試 算 条 件		退 職 年 月 日	平成 30 年 3 月 31 日	
組合員氏名	組合員証番号					
性別	生 年 月 日				備 考	
男・女	昭和 年 月 日					

私は、将来の経済生活設計等に必要ですので、上記の条件で年金の試算額を計算して下さるようお願いいたします。

平成 年 月 日

公立学校共済組合香川支部長 殿

〒

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

連絡先 TEL () _____

※ 試算は、年齢が55歳以上で、組合員期間が10年以上あり、かつ試算時点から3年以内の退職を予定している方とします。
(上記以外の方で試算を希望される方は、事前に共済組合年金担当までご連絡ください。)

※楷書ではっきりと記入の上、押印してください。

支部	組合員証番号
37	□□□□□□□□□□□□□□□□

退職届書

(前半用様式) [共済組合提出用]

公立学校共済組合理事長 殿		届出日		平成	年	月	日			
退職者	フリガナ			生年 月日	元号	年	月	日	性別
	氏名				昭・平				
退職 年月日	元号	年	月	日	所属機関名		職名			
	平成									
退職者 の 住所等	〒		—		都・道 府・県		市・郡 区(東京)		町・村 区(指定都市)	
	上欄住所 のつづき	町名・ 番地・ ビル名等								
	電話番号	—		—		←市外局番から記入してください。				

退職届書の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

平成 年 月 日

所属機関名
及び職名

所属機関の長 氏名 [印]

支部必要事項記載欄



支 部	
審 査	作成者

切り取り線

記入例

※楷書ではっきりと記入の上、押印してください。

支部	組合員証番号										
37	1	2	3	4	0	退職届書 (前半用様式) [共済組合提出用]					
公立学校共済組合理事長 殿						届出日 平成 30 年 3 月 31 日					
退職者	フリガナ	コウリツ ・ タロウ				生年 月日	元号	年	月	日	性別
	氏名	公立 ・ 太郎 (印)					昭・平	31	09	30	男・女
退職 年月日	元号	年	月	日	所属機関名		職名				
	平成	30	03	31	青空小学校		教諭				
退職者 の 住所等	〒		760-8582		香川	高松	番				
	上欄住所 のつづき		町名・ 番地・ ビル名等		4丁目1-10 3F						
	電話番号		087 - 832 - 3795				←市外局番から記入してください。				

退職届書の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

平成 30 年 3 月 31 日

所属機関名 高松市立青空小学校
及び職名
所属機関の長 校長 神田年男 (印)
氏名

支部必要事項記載欄



支 部	
審 査	作成者

